

公 示

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した船舶（以下、「船舶」という。）を同法第75条第4項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和4年1月28日

大分県知事 広瀬 勝 貞



1 船舶の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	除却した日時
船舶 1隻	大分市青葉町の一級河川裏川河口（左岸）の河川区域内	令和4年1月28日午前8時35分

2 船舶の保管を始めた日時

令和4年1月28日午前9時20分

3 船舶の保管場所

大分市大字久原字江川89-1 坂の市海洋会館跡地

4 保管した船舶の返還

(1) 返還期限

令和4年7月29日。ただし、令和4年4月28日までに返還の申出がない場合には、船舶を売却してその代金を保管し、又は船舶を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

大分市向原西1-4-2 大分県大分土木事務所管理課

電話 097-558-2143

(3) 費用負担

船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者、その他当該措置を命ずべき者の負担とする。

担当：

大分土木事務所 管理課

管理班 放置艇対策担当

電話 097-558-2143